

●香川県告示第153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和8年7月28日

香川県知事 池 田 豊 人

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和8年4月30日	コスモ調剤薬局 白鳥店	東かがわ市湊字岡前814番地4
令和8年5月15日	黒田歯科医院	丸亀市新町4番地7
令和8年5月26日	日本調剤 白鳥薬局	東かがわ市松原959番地5
令和8年5月31日	三宅医院	仲多度郡多度津町山階1386番地
令和8年5月31日	石光耳鼻咽喉科クリニック	三豊市豊中町比地大667番地1
令和8年5月31日	イルカ調剤薬局	坂出市旭町三丁目1番11号
令和8年5月31日	有限会社 松村薬局 松村調剤薬局	東かがわ市湊1830番地1
令和8年5月31日	有限会社 荘野薬局	小豆郡小豆島町馬木甲854番地17